

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ナポレオン時代の村会と地方自治
Author(s)	藤原, 翔太
Citation	史学研究 , 302 : 49 - 72
Issue Date	2019-04-19
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055650
Right	
Relation	



ナポレオン時代の村会と地方自治

藤原 翔太

序論

共和暦八年雨月二八日（一八〇〇年二月一七日）、フランス統領政府は全土の地方行政制度に関する新法を定め、中央集権化を推進・強化する抜本的改革に着手した。いわゆる雨月二八日法である。それにより、県、郡、小郡、市町村（コミューン）が地方行政の枠組みとして採用され、知事、郡長、市町村長が置かれた。とりわけ知事は地方における強力な権限を付与されたことで、歴史家により「小型の皇帝」と形容され、ナポレオン中央集権を象徴する存在とみなされた一方、知事を除く地方行政官、並びに地方議会に関する研究は十分に取組まれることがなかった。

しかし、近年、ナポレオン時代に形成された行政システムの実質的な機能を問う研究が進展をみせており、知事と名望

家の動態的な諸関係に関心が向けられつつある。そのような研究として、たとえば、セーヌ・アンフェリウール県行政当局の活動実態を考察したダリヤ、イゼール県の「名望家システム」の存在を明らかにしたトラル、「フランス型中央集権」を再検討するビアールが挙げられる^②。これらの研究が一貫して明らかにしてきたのは、知事が県行政を効果的に運営するには、地方の名望家の支持を取り付けなければならず、その分、知事は彼らの意向に配慮せざるを得なかったということである。そうであれば、名望家で構成される地方議会に注目することは、実際に、名望家が地方統治で如何なる役割を果たしたかを理解し、ひいてはナポレオン時代の統治体制を問い直すことになるはずである。

そこで本稿で注目したいのが、ナポレオン時代に全国で約三万六〇〇〇を数える市町村に設置された行政当局

(municipalité)である。市町村行政当局は、執行部にあたる市町村長と、市町村会議員で構成される会議体をなす市町村会 (conseil municipal) からなる。なお、市町村長に関してはずでに筆者の研究があるので、本稿では可能な限り市町村会に焦点を当てることとする³⁾。また、後述するように、本稿の研究対象は人口二五〇〇人未満の村々であるので、村会が主な考察対象となる。

これまで、その中央集権的な性格が繰り返し強調されてきたナポレオン体制ではあるが、実は、統領政府が上述の兩月二八日法により、総裁政府期に一旦廃止されていた農村部の村行政当局を再建し、統治体制の基層における地方自治制度を復活させたことは、あまり知られていない。しかし、この意義について、ジュゼンヌは「数と領域でほぼ一〇年前と変わらない村行政当局の再建の決定は、国民国家の統合と政治的関係の強化が受容されるのが、まさにこのレヴェルであると認識された結果」であるとしている⁴⁾。農村世界において、住民生活の重要事項が取り組まれる最初の次元が農村共同体であることが再認識され、国家の基礎単位にそれを据えることが必要であると考えられたのである。再びジュゼンヌの言を引用すれば、それは「中央国家と大多数のフランス人の生活共同体のコンコルダ」に他ならなかった⁵⁾。となれば、ナポレオン時代の地方統治体制の実態を問う場合には、国民統合の新局面において、中央権力と農村共同体が新たに如何なる関係を取り結んだかが検討されなければならない。

しかしながら、ナポレオン時代の村行政に関しては、近年までほぼ手がつけられていない領域であり、その評価もまた否定的なものであった。たとえば、ゴドシヨは、農村部の村会が行政活動に「無気力」な態度で臨み、それらに付託された問題はしばしば議論されることなく等閑にされたと結論している⁶⁾。しかしながら、近年では革命期とナポレオン時代の村会に関する幾つか重要な研究が現れ、このような「無気力」な村会のイメージは否定されつつある⁷⁾。ナポレオン時代の村行政研究におけるパイオニア的な存在として認められるのがロテイオである。彼は、ヴォージュ県の八つの村を事例に、村会の議事録を分析し、それらの活動実態を明らかにしている。彼によれば、総裁政府期の沈黙の後、少なくとも一八〇〇年から一八〇四年にかけて、村会は村の集団事項を管理するために、十分よく活動を再開したという。とりわけ、ロテイオは、ナポレオン時代に農村住民の自治が再開された証拠として、共同体の集団実践、インフラの整備、宗教に関する諸事項を挙げ、さらに村の会計の合理化を指摘している⁸⁾。最近では、より長期的な視点から、フランス南東部ガール県のサン・ジャン・ド・マルエジヨル村の村会の議事録を分析したヴォヴェルや、フランス北西部の村の名望家に注目したケルモアルとロラン・ブルストロが、一八世紀後半から一九世紀前半までの村行政の変化を跡づけ、ナポレオン時代においてもなお、共同体の集団実践が維持されたことを明らかにしている⁹⁾。

したがって、県行政と村行政に関する研究がおのの進展をみせてきているわけであるが、両者を接続して捉える試みがこれまでなされてこなかったという問題点が指摘される。

この点は、ナポレオン時代の統治体制の全貌を明らかにしようとするとき、重大な欠陥をなす¹⁰⁾。とりわけ、村行政に関する諸研究はしばしば、研究対象となる村のモノグラフにとどまり、そこで明らかとなった動向が個別なものか、あるいは統治体制全体の変化を反映したものであるか、という問題が不明瞭なままに残されている。ナポレオン時代の村会を研究対象とする場合には、県行政と村行政を別々に検討するのでは十分でなく、このような方法論上の問題を乗り越える必要があるのである。

以上の問題関心から、本稿では、オート・ピレネー県の村会の活動実態を検討する。同県は、フランス西南部、スペインとの国境に位置し、本質的に農業・牧畜地域に属する小さな県である。同県における革命・ナポレオン時代の村会に関する研究はこれまでなく、同時代の村会の全体像を掴むうえで重要な事例研究となるだろう。そのうえ、筆者がこれまで進めてきた同県の地方行政に関する諸研究と照らし合わせることで、ナポレオン時代の地方統治体制の中に、村会を位置づけることが可能となる。すなわち、都市部の市会と農村部の村会の異同や、小郡庁所在地と一般コミュニティにおける村会の差異に注目し、また上位の地方議会をなす県会との類似研究が可能となるのである¹¹⁾。

なお、同県のおよそ五〇〇を数える全ての村を考察することはできないので、ここでは研究対象として県内の性格の異なる三つの小郡を事例として選択する。第一は、アルジュレス郡の南部、山岳地帯と国境地帯に位置するリュス小郡である。同小郡は、旧体制期のバレージュ渓谷共同体を再編したもので、一六村からなる¹²⁾。一八〇六年の人口調査によれば、リュス小郡を構成する村の平均人口は三三八人で、人口一〇〇〇人を越えるのは小郡庁所在地のリュス村（人口一八六七人）のみである。第二は、県東部、ピレネー山脈の麓に位置するネステイエ小郡である。同小郡はパニエール郡に属し、旧体制期のキャトル・ヴァレ三部会設置地方やその他の小地方を含んでいる。同小郡を構成する一六村の平均人口は五六三人で、リュス小郡よりやや多い。人口一〇〇〇人を越える村は、ビズ・ニスト村（二三五三人）、サン・ロラン村（一〇九〇人）、テュザゲ村（一〇二二人）であるが、小郡庁所在地のネステイエ村は人口四六四人にすぎない。第三は、タルブ郡に属し、平野部に位置するピヤストルツク小郡である。同小郡は、県庁所在地のタルブ市に隣接しており、かつてのビゴール三部会設置地方に属している。同小郡は二九村からなり、小郡庁所在地は、まずオバレット村（一七九〇年）に、ついで一八〇三年からピヤストルツク村に移されている。同小郡を構成する各村の平均人口は一九六人で、人口一〇〇〇人を越える村はなく、一般に人口二〇〇人以下の極めて小さな村々からなる¹³⁾。

これら三つの小郡は、オート・ピレネー県の他の小郡に比して、ナポレオン時代の議事録が比較的よく残存しているが、しかしながら、全ての村で議事録が作成されたわけではなく、少なくとも残存していない。実際、リュス小郡では、一六村のうち五村、ネステイエ小郡では一六村のうち九村、ブイヤストルック小郡では二九村のうち一〇村でしか、村会の議事録は残存していない。したがって、本稿では、これらの小郡のうち、ナポレオン時代の議事録が残存する計二四村の村会の活動実態を主な考察対象とする。⁽¹⁴⁾ところが、これら二四村では、旧体制・革命期における議事録があまり残存しておらず、そのうえ、村会議員の社会的性格を明らかにするうえで不可欠な租税台帳も残されていないという欠陥がみられる。二四村のうち両者を備えるのはマゼール村（ネステイエ小郡）のみである。そこで本稿では、これら二四村に加えて、旧体制期からナポレオン時代まで議事録が継続して残存し、且つ租税台帳が残される五村（マゼール村を入れて六村）、すなわちアデ村（ルルド小郡）、オランサン村（北タルプ小郡）、サドルナン村（トリ小郡）、ソヴェール村（モブルゲ小郡）、シレックス村（オーカン小郡）を、村会議員の構成や会議活動の変化を見通す際に適宜研究対象に含めることにする。⁽¹⁵⁾

第一節 村会の再建

絶対王政末期のフランスには、およそ五〇万の村や集落が

存在し、また、一七八七年から開始される地方行政改革まで、村行政のあり方は極めて多様で錯綜したものであった。⁽¹⁶⁾フランスで初めて、全国に画一的な市町村行政当局が設置されたのは、一七八九年十二月一四日に制定された「市町村行政当局の設立に関するデクレ」による。これにより、およそ四万四〇〇〇を数えた小教区の中心地（chef-lieu）を行政当局の所在地として市町村（コミューン）が編成された。新たに設立された市町村行政当局の執行部（corps municipal）は、市町村長（maire）と市町村役人（officiers municipaux）からなり、中央を代表する総代（procureur général）が行政の監視を担った。また、村全体に関わる重要事項が議論される場合には、ノターブル（notables）が召集され、市町村会（conseil général de commune）が開催された。市町村行政当局には二種類の権能が付与された。第一に、市町村権力に固有のそれで、世襲財産の管理、会計、公共事業、ポリス等である。第二に、中央権力により委任されるもので、租税の分配・徴収、国有財産の管理・監視等である。こうして、旧体制期には領主の同意なくしては如何なる「政治」も行、うことができなかった諸村においても、一定の「地方自治」が確立したのである。⁽¹⁸⁾

ところが、市町村権力に対しては常に中央権力から懐疑の目が向けられていた。そもそも、憲法制定議会において地方行政区画の再編が論じられた際、議員等は小規模な農村共同体が行政の最小単位を構成できるとは考えていなかった。そ

の筆頭がシェイエスで、彼は小村や集落を統廃合し、わずかに七二〇の「大コミュニティ」に再編することを計画していたのである。しかし、農村部の治安維持がますます喫緊の課題となる中で、新たな統治権力は、諸村で自発的に形成された自衛体制に依拠せざるを得ず、なし崩し的に僻村にまで固有の行政当局の設立が認められることになったのである。そのため、一七九一年憲法では改めて、市町村行政当局の権能が、「市町村に固有の事項」に限られることが宣言され、中央権力による後見的監督が明示された。にもかかわらず、一七九二年四月から戦争が勃発すると、「例外的な事項」として、外国人の監視や志願兵の召集、軍事物資の徴発が市町村行政当局に要求され、その重要性は逆に高まることになった。こうした中、ロベスピエール派主導で共和暦二年霜月一四日法が採用され、中央集権化が再び図られた。これにより、それまで村の選挙で選出されていた総代がデリストリクト行政庁により直接任命される「国家代理官（agent national）」によってすげ替えられ、市町村行政当局を主宰した。また、行政当局とは別に、各市町村に監視委員会が設置され、公安等に関わる革命法が厳正に実施されるよう監視された。こうして、市町村は「革命独裁」の砦とみなされることになる。²⁰⁾

テルミドールのクーデタにより革命政府が解体され、一七九五年一〇月に九五年憲法体制が成立すると、総裁政府はすぐさま、恐怖政治期にジャコパンの温床となった市町村自治を警戒し、人口五〇〇〇人未満の町村から行政権限を奪

い、小郡に政治的・行政的権限を移管した。各町村につき一名の代表者と一名の補佐役が定期的に小郡庁所在地に集まり、中央政府により任命された総裁政府委員の監督下で、租税、食糧徴発、徴兵、農村警察等の行政問題に取り組んだ。革命当初憲法制定議会において論じられた「大コミュニティ」の理念が、ここに来てようやく実現したとみなすことができる。実際、小郡行政当局の担当する諸問題の内実からもわかるように、この機関は地方の代表機関であるというよりも、むしろ行政機械の歯車というべきものであった。だが、小郡行政当局に権限を集中させたことが、中央権力と農村共同体との接点を失わせしめ、中央権力による円滑な地方支配を妨げる結果となったのである。²¹⁾

ナポレオン統領政府は、このような小郡制度が農村住民に不人気であったことに鑑みて、共和暦八年雨月二八日法により、農村コミュニティに固有の行政当局を再建し、併せて、市町村会の設立が決定された。ウォロックによれば、「共同体の自治に熱意ある農村住民は、小郡制度の消失にただ拍手喝采するのみであった」という。²²⁾ 同法によれば、「現在、一人の市町村代理人と補佐役が設置されている都市、市場町、その他の場所には、市町村会が設置される。会議員数は、人口が二五〇〇人未満の場所では一〇人、五〇〇〇人未満であれば二〇人、それ以上の場所では三〇人である」と規定された。²³⁾ ただし、前者二つは町村長と助役を除く会議員数がそれぞれ一〇人と二〇人であるのに対して、人口五〇〇〇人以上

の都市では、市長と助役二人を含めて三〇人と定められた。⁽²⁴⁾
オート・ピレネー県では、人口五〇〇人以上の都市は、県庁所在地のタルブ市と郡庁所在地のバニエール市のみである。したがって、これらの都市では市長と助役を除き、二七人の議員で構成される市会が形成された。これに対し、人口が二五〇人以上五〇〇人未満の町は、ルルド、カンパン、オサン、ヴィック・ピゴールの四町のみであるから、同県ではほぼ全てのコミューンで一〇人の会議員で構成される村会が設置されたことになる。⁽²⁵⁾

市町村会の運営は以下のように規定された。すなわち、「市町村会は、毎年兩月一五日に集合し、最大一五日間集まることができる。市町村会は特別に知事の命令により召集されることができる」。市町村会の権能は以下のものである。すなわち、「市町村会は、市町村長の収入と支出の報告を聞き、議論することができる。この報告書は市町村長により郡長に付託され、郡長が最終的に承認する。市町村会は、采薪権、共同放牧権、收穫物、共有の産物の分配を決定する。市町村会は、その費用が住民の負担である所有物の維持や修理に必要な事業の分担を決定する。市町村会は、市町村行政当局の個別の必要事項、それらの費用を賄うための公債、入市税、付加サンチーム、並びに共同の諸権利の行使と保持のために、提起し、または支持することが適切な訴訟に関して議論する」^(第一五条)。加えて、第二〇条では、「知事は市町村会の会議員を任命し、彼らの職務を中断することができる。〔中略〕

…市町村会の会議員の任期は三年とする。彼らは再選することができる」とされた。ついで、地方財政の問題を解消するために、共和暦九年熱月四日（一八〇二年七月二四日）のアレテは、市町村会に市町村の貸方と借方の一覧表を作成するように命じた。その第四条では、「市町村会は：〔中略〕…法律によって決められた範囲内で、翌年の支出のために租税に付加して徴収されるサンチームの数値を決定する」と定められた。さらに、第七条により、「市町村会は、市町村の通常収入を増やす手段を提示しなければならない」とされた。フルニエによれば、これは入市税の創設や世襲財産の賃貸の競売を実施させることを目的とする中央政府の圧力の発端に他ならなかった。⁽²⁶⁾

このように規定された市町村会であるが、その後、共和暦一〇年憲法により、「市町村会は一〇年ごとに半数が改選される」^(第二二条)として、市町村会議員の任期は二〇年とされた。また、「第一統領は、市町村長と助役を、市町村会の中から選任する」ことが定められた。しかし、市町村会議員の選出に関しては、人口五〇〇人以上の都市では小郡集會（一次選挙集會）が、小郡の最高納税者一〇〇人のリストから市会の各空席に二人の市民を提案する権限が認められた^(第一〇条)のに対し、このような選挙制度は農村部のコミューンには適用されず、引き続き知事による任命制が採用されたのである。⁽²⁷⁾

第二節 村会議員の社会経済的性格

共和暦八年兩月二八日法によれば、村会議員を任命するのは知事の責任であった。しかし、オート・ピレネー県では、最初の村会議員の任命は独自の方法で行われた。この選出方法はプライヤストルック小郡のシス村とネステイエ小郡のセツシュ村の議事録に記載されており、興味深いので以下ではシス村の議事録を引用してみよう。

「共和暦八年收穫月二四日（一八〇〇年七月二三日）、午前八時、タルブ郡シス村の村長であるアルノー・コロングは、同村の村会を構成する一〇人の会議員の任命に取りかかるために、同月一五日付のオート・ピレネー県の県庁のアレテを執行し、同村の役人（*sergent*）により市民を召集させた。

その結果、二五歳以上の家長が集合し、三つのクラスに分けられた。第一クラスは、地租の最高納税者で構成された。第二クラスは、中間の納税者で、第三クラスは残りの住民で構成された。任命は、三回の名簿制選挙で行われた。一回目の投票は、第一クラスから四人を対象にした。その結果、ロラン・デュサック、ジャン・アバディ、ジャン・デキャン、オーギュスタン・ラモンが選出された。二回目の投票は、第二クラスから三人を対象にした。その結果、ギヨーム・ガネル、ニコラ・ラバ、ジャン・ポム・トルトが選出された。三回目の投票は、第三クラスから三人を対象にし、ドミニク・ドレアック父、ジャン・ボメラ・ロテイ、ギヨーム・プロカが選

出された」。

したがって、オート・ピレネー県の農村コミュニティでは、県庁のアレテに則り、最初の村会議員は独自の選挙方法によって選出されたことになる。すなわち、村長はまず村に居住する二五歳以上の全家長を召集し、課税額に応じて三つのクラスに分けられた。そして、三回の名簿制選挙により、最高納税者で構成される第一クラスから四人、残る二つのクラスからそれぞれ三人の村会議員が選出され、知事により任命された。ここでは、村会において最高納税者だけでなく、住民全体の利益が代表されるよう県行政当局が配慮していたことが明らかである。しかし、このような選挙方法は、他の諸地域に関する先行研究では全く言及されておらず、さしあたり同県に独自のものとみなさなければならぬ。なお、同様の選挙方法は実は、旧体制期のラングドック地方で、農村共同体における政治会議（*council politique*）を設立する際、その構成員を選出するために、地方三部会により王権に提案され、一六八九年九月二〇日に認められた方法と酷似している²⁸。しかし、なぜオート・ピレネー県においてこのような方法が採用されたか定かではない。ここでは、フランス全国において、最初の村会議員の任命方法については想定される以上に柔軟で多様な方法が採用された可能性を指摘するにどうめたい。いずれにしても、一八〇〇年に任命された最初の村会議員の任期は三年と規定されており、一八〇四年に部分的に刷新されたが、その際は、このような選挙方法はもはや採

用されることがなかった。では、村会議員には如何なる社会経済的性格を備えた人物が任命されたのであろうか。

農村コミュニティの村会議員に関する体系的な史料は残存しておらず、正確な年齢、財産、職業経歴等を再構築することはできない。むろん、共和暦一〇年憲法によれば、村長は村議員の中から選ばなければならない、それゆえ、村議員は一般に村長と社会経済的に同等の存在であったことが推察される。実際、彼らの多くは村長と同じく農民であった。たとえば、一八〇二年に作成されたタルブ郡のコミュニティ名士リストに記載されたブイヤストルック小郡の村議員で、職業が判明した三七人のうち三〇人は農民であった。^{②①}ところで、村議員の多くは *cultivateur* や *laboureur* と呼ばれており、逆に、彼らの中に *brassier* と呼ばれる人々がいなかったことは、ピレネー地方では重要な点である。実際、前者が含意するのは、彼らが一般に家長であり、村内で比較的裕福な「土地所有者」であるということである。これに対して、年下の子どもたちや女性、または家畜や農耕具を備えない貧農は *brassier* と呼ばれ、前者とはっきり区別された。両者の差異は政治的次元において明確で、代々、村の「政治」に参加することが許されたのは、村内で比較的裕福な「土地所有者」であり、「名家 (*bonnes maisons*)」と呼ばれる家の家長だけであった。^{②②}

実際に、租税台帳が残存する六つの村で、最初の村議員の土地収入を検討してみると、選挙制度を反映してか各村に

数人の例外はいるものの、一般に上位高額納税者三分の一以上に位置している。この点は、一八〇〇年に任命された最初の村長と同じ傾向を示すものであるが、村長の場合、一八〇八年の大規模な入替えて、村内の最高納税者の中から選出される傾向が少なからずみられたのに対して、村会では一八〇四年に一定の村議員の入替えが行われたにもかかわらず、土地収入額に大きな変化はみられなかった。実際、一八一五年までに土地収入額の増加がみられたのは、マゼール村（一八〇〇年平均六四フラン→一八一五年七二フラン）とオランサン村（二一〇フラン→二三八フラン）で、逆に、アデ村（二九〇フラン→二三〇フラン）とソヴェール村（八五フラン→八二フラン）では減少しているのである。^{②③}

さらに、一八〇〇年の村議員の経歴をみると、旧体制期や革命期に村行政を経験したことのある人物が多く採用されていたことがわかる。たとえば、ソヴェール村では、一八〇〇年に任命された一〇人の村議員のうち五人、オランサン村とマゼール村では六人、シレックス村に至っては七人がかつての村行政の経験者であった。人口が二〇三人と最も少ないシレックス村では、村行政を担い得る人物の母数が小さいことが影響を与えたように思われる。

一八〇〇年に任命された村議員で、旧体制（一七八五年〜）・革命期に村行政を経験した二八人（一八〇八年以降の村議員しか判明しないサドルナン村を除く五村五〇人中）のうち、一一人は一七九〇年に初めて村行政の一員となり、

一七九一年に新たに任命された四人を合わせると半数以上が、これらの年から村行政に携わり始めたことになる。これに対し、一七九二年、一七九三年、一七九四年に初めて村の公職に任命された者は総じて五人に過ぎず（各一人、三人、一人）、革命の絶頂期に村行政に参入した者は、一八〇〇年の村会から完全ではなくとも排除される傾向にあった。実際、テルミドールのクーデタ後、一七九五年に初めて村行政に参加した者は六人を数えるのであるから、その傾向は顕著である。また、一七八五年から一七九〇年の間に村のコンスル職を務めたことのある人物は三人を数え、革命から一〇年が経過してもなお、彼らが村会から完全に排除されることはなかった。

ところで、革命期の経歴のパターンをみると、最初の経歴をノターブルとして開始する者が多く一〇人（二八人中）で、ついで村役人も七人を数える。たとえば、マゼール村のグランジエは一七九〇年にノターブルに選ばれた後、一七九一年に村役人を歴任しての任命であったし、オランサン村のデュフォは一七九一年にノターブル、ついで一七九五年に村役人に任命されている。シレックス村のセビランの場合、一七九〇年に村役人に選ばれた後、一七九二年にノターブルとなり、一七九五年に村役人に再任されている。逆に、総代（または国家代理人）や村長（または村代理人）から経歴を開始した者はほとんどみられない。ただし、一五人（二八人中）は村長や総代職を経験した後、一八〇〇年に村会議員に

任命されているのである。したがって、村行政のハイアラキーを順当に反映して、ノターブル↓村役人↓総代（国家代理人）・村長（村代理人）という昇進パターンが明らかとなる。

基本的には、このパターンに従って革命期に村行政に参加した人物が、一八〇〇年に優先的に村会議員に任命されたのである。このことは、ジャコバン独裁期に初めて公職にアクセスした人物を巧みに排除しつつ、革命期に着実に行政経験を蓄積した者を積極的に公職に登用するという、ナポレオン体制の性格を如実に反映したものである。そのうえ、一八〇四年以降新たに任命された村会議員の中にも、旧体制期と革命期に村行政を経験した者が少なからずみられるのであるから、ナポレオン時代を通じて、村会議員の登用では、村の行政経験が常に重視され続けたことになる。この点は、当初、旧体制・革命期の公職経験者が優先的に登用されたのに対し、帝政期にかけて公職を経験しない大土地所有者（旧貴族層）が積極的に採用されたオート・ピレネー県会やタルブ市会とは明確に異なる傾向を示している。村会ではむしろ、村行政の継続性を保証することが何よりも重視されたことになる。結局のところ、ジョーンズが指摘するように、革命期とナポレオン時代を経てもなお、村レヴェルではエリートの本当の意味での流動性はみられなかったのである。⁽³³⁾

第三節 村行政当局の運営

村会の議事録から会議の開催日数を算出し、村会の活動傾向を分析する。しかし、村会の議事録には村長のアレテもまたしばしば登録されているので、ここではひとまず、村行政当局の活動としてまとめて検討してみよう。³⁴⁾

同県の村行政当局の開催日数は、一八〇一年から一八〇五年にかけて、各村で毎年平均して七〜八日間であり、ナポレオン時代を通じて、活動が比較的活発な時期にあたる。逆に、一八〇六年以降、村行政当局の活動は明らかに後退し、開催日数は一八一三年まで毎年三日程度となる。ヴォージュ県の八つの村を分析したロテイオによれば、村行政当局の活動は一八〇五年から後退したとしており、オート・ピレネー県とヴォージュ県で、村行政当局の活動の変化に大きな違いはない。³⁵⁾

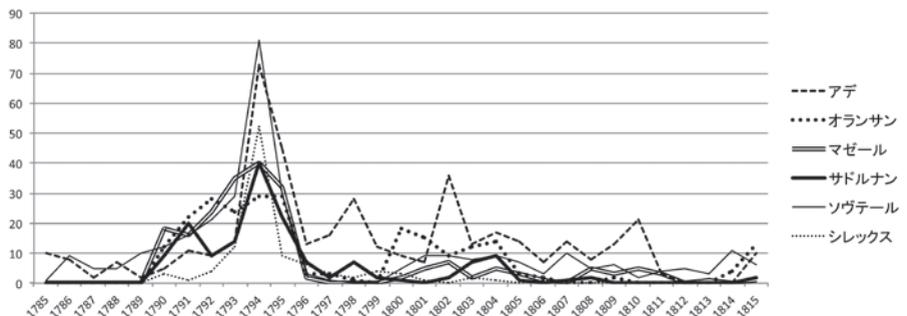
では、ナポレオン時代の村行政当局の開催日数を革命期のそれと比較するとどうか。オート・ピレネー県で革命期の議事録がよく残存する六つの村のうち、旧体制期に議事録が作成されたのは二村だけであったが、村行政当局が設立される一七九〇年以降は全ての村で議事録が作成されており、開催日数の変化を算出することができる(図一)。

一七九〇年から一七九三年まで開催日数は漸進的に増加し、一七九四年に激増、その後、村行政当局が廃止されるまで高い水準を維持している。これに対して、総裁政府期には

村行政当局が廃止されたことで、当然のことながら、開催日数は大きく減少する。一八〇〇〜

一八〇一年には開催日数がやや回復し、一八〇二年から一八〇四年にかけて増加、一七九〇年とほぼ同等の水準に達している。³⁶⁾ アデ村に至っては、

一八〇二年から一八〇五年にかけての水準は、一七九〇年から一七九三年のそれを大きく上回っている。しかし、これをピークとして、一八〇五年以降、一般に開催日数の減少がみられ、一八一一年からほぼ議事録が作成されなくなる。いずれにせよ、一八〇二年から一八〇四年にかけて、村行政当局の活発な活動の再開を指摘するこ



図一：一七八五～一八一五年の村行政当局の開催日数の変化（六村の事例）

とができる。なお、一七九四年に爆発的な増加をみせた村行政当局の開催日数であるが、この内実をみると、ほぼ半数が中央から命じられる軍事的要求（徴兵、穀物や家畜の徴発）に応えるものであり、且つ中央から日々送られてくる革命法を爾々と議事録に登録するというのがほとんどであるから、開催日数の増加をもってこの時期に、農村部における地方自治の飛躍的な発展を指摘するのは早計である。なお、それにより村の「政治」が国家によって押しつぶされたと主張することもまた事実ではないだろう。

さて、村行政当局の活動には、村会だけでなく、村長のアレテの登録や、その他の異なるタイプの集会の形態もまたみられた。二四村のそれをタイプ別に分類し、割合を提示すると以下の通りである。すなわち、村会の召集六八%、村長のみによる行政活動二七%、住民総会三%、小郡内の村長の集会二%である。後者二つに関しては、法律によって規定されたものではなく、旧体制期の伝統を継承しつつ、地方のイニシアティブにより開催されたものである。これらの割合は、ナポレオン時代を通じてほぼ変わらず、村行政当局の活動のおよそ七割は、村会議員が会議に参加する形で実施されたのである。しかし、これらの割合には、小郡ごとに一定の違いがみられる。

最も違いが顕著であるのはリュス小郡である。同小郡はリュス村以外の村々の史料が極端に少なく、リュス村行政当局の活動傾向が強く反映されている。その特徴は、村長のみ

による行政活動が多く（三九%）、しばしば村会の数を上回っていることである。また、小郡内の村長の集会の多さが際立っている。実際、二四村で計一五を数えた小郡内の村長の集会のうち、一〇がリュス村で開催されたものである。同村がかつてのバレージュ溪谷共同体の首府として、近隣村に対して常に優位性を保持することで影響力を行使し続けたことが、ナポレオン時代にも確認される。

ネステイエ小郡は、全体の傾向と比較して、村会が召集されたケースが多く（七二%）、逆に、村長のみによる行政活動の割合が低い（二五%）。ただし、小郡庁所在地のネステイエ村では、村長のみによる行政活動の割合は三八%に上っている。これはリュス村と同様に、小郡庁所在地としての立場が、行政上の重要性を相対的に高めたことを示している。また、同小郡では、住民総会が八つを数え、そのうち六つはサン・ロラン村で、二つはネステイエ村で開催されている。

最後に、プイヤストルック小郡であるが、同小郡では、統領政府期に活動が活発な村（オバレッド村、カステラ村、カステルヴィエル村、シス村）と帝政後期になって活動が伸張する村（ドゥール村、ラスラド村、プイヤストルック村）の二つのパターンが同居している。同小郡では、住民総会が総じて一二を数え（カステラ村二、カステルヴィエル村一、シス村五、ドゥール村四）、小規模な村々で構成される小郡ならではの傾向を示している。なお、小郡庁所在地であるプイヤストルック村では、村長のみによる行政活動は二八%と平

均をやや上回るだけで、他の小郡庁所在地のそれに劣っている。このことは、県庁所在地のタルプ市に隣接するパイヤストルック小郡における小郡庁所在地の行政上の重要性の相対的な低さが原因であると考えられる。いづれにしても、村行政当局の活動は、大半が、村会議員が出席する形で行われ、場合によっては、住民を集めたり、小郡内の村長を集めたりして、柔軟に運営されていたのである。

第四節 村行政当局の議事

村行政当局が扱う各年の議題の項目数（総数）の変化は、開催日数のそれと相関する。一八〇一年から一八〇五年まで多くの議題が村行政当局で論じられた一方、一八〇六年以降、議題の項目数は減少する²⁸⁾。

二四村の村行政当局で議論された全一〇三一項目を分野別に分類し、割合を上から順に提示してみると、農業三〇%、行政三〇%、公共事業九%、宗教九%、租税八%、公共秩序五%、軍事四%、教育三%、その他二%となる。オート・ピレネー県会とタルプ市会のそれと比較すると、村行政当局が取り組んだ議題では、農業の割合が圧倒的に高く、宗教に関わる諸事項もよく議論されている。宗教に関しては、とくに一八〇三年から一八〇五年にかけて高い割合を占めており（一八〇四年二四%）、革命期に使われなくなった礼拝施設の再建、修理や売却済の建物の買い戻し、主任司祭または外勤

司祭の任命と彼らの手当と住居に関して繰り返し議論された²⁹⁾。行政の割合は常に高く、主に、村長、助役、村会議員、職員³⁰⁾の任免、予算の作成、会計検査がそれに分類される。公共事業もまた一定の割合で議論され続けたが、とくに一八〇一年から一八〇三年にかけて、革命期に放置されていた村道、橋、堤防の修理や建設に関して繰り返し論じられた。逆に、軍事と教育の割合は低く、とくに教育に関しては、タルプ市会で討議の八%を占めたのに対して、村行政当局ではわずかに三%にすぎない。

なお、ネステイエ小郡とパイヤストルック小郡における村行政当局の討議は、ほぼ平均的な傾向に従っているといつてよいが、リユス小郡のそれは大きく異なる。実際、リユス小郡では、村行政当局の討議に占める行政の割合は二五%と最も高く、ついで農業一六%、宗教一二%、公共秩序一一%、公共事業一〇%、租税一〇%、教育九%とバランスよく議論されている。とりわけ、公共秩序が一〇%を越えたことは、多数の人口を抱えるリユス村の「都市的」な性格を反映しただけでなく、国境地帯に位置する同村の特異な状況に起因したものである。以下では、これらの討議の内容を考察するが、村行政当局の討議を特徴づけるのは何よりも農業であるので、ひとまずこの分野についてみてみよう。

(1) 農業

農業は、ナポレオン時代に村行政当局の議題の中心であり

続け、一八〇〇年から一八〇五年まで常に二〇%以上、一八〇六年以降は三〇%を割ることがなく、一八一二年（五七%）にピークに達している。実際、村会議員の農業に対する関心は非常に強く、共同地の用益権や森林・田園監督官の任免に関する議題を扱う際には、全議員が会議に出席する場合がよくみられた。たとえば、ピヤストルツク小郡の多くの村では、毎年、九月の最終週から一〇月の第一週にかけて、ブドウの熟成具合を検査する委員が任命され、その報告に従って、ブドウ摘みの開始日が確定された。そのうえ、古くからの慣習である豚の放牧権が議論される際には、村会議員だけでなく多くの住民が出席する住民総会が開かれることもあった。これらの問題は、住民全体の生活に大きく関わるものであったため、村会議員の関心も強く、高い出席率がみられた。実際、ピヤストルツク小郡のカステラ村、シス村、ドゥール村では、豚の放牧権がしばしば議論の対象になっている。ここでは、カステラ村の村会における豚の放牧権に関する議論が詳しいのでみてみよう。

共和暦九年葡萄月四日（一八〇〇年九月二六日）、カステラ村の村会は、共和暦九年度における村の森林への豚の放牧に関する規定を取り決めている。それによれば、同村の森林のドングリが十分に成熟しているので、古くからの慣習に従って、豚を放牧することが住民に許可されること、しかし全ての住民は平等な権利を持つのであるから、各住民が放牧できる豚の頭数が定められなければならないことが確認さ

れ、村会は各家につき一匹の豚（計四匹）が放牧されることを許可した。そして、もし違反がみられた場合には、田園監督官と森林監督官が違反者を逮捕し、管轄の裁判所に連行することが可決された。

ところが、七年後、一八〇七年一〇月一〇日の村会では、各家長に二匹までの豚の放牧が認められ、且つ一匹あたり一フラン、二匹以上の豚を放牧する場合には、一匹あたり四フランの税を支払わなければならないことが決められた。当初みられた全ての住民の平等性に対する配慮は後退し、森林における豚の放牧は課税対象になったのである。しかしながら、実際にはこの事態は村会議員の意に反していたようである。一八一三年九月二〇日、一八一三年度の豚の放牧権の諸規定について取り決めるため、村長が三度村会を召集するも、全ての村会議員がそれを拒否したのである。そのため、村長と助役は、各家長に放牧する豚一匹あたり一フラン五〇サンチームの高い税を取り決め、小さい豚であれば二匹まで同額で放牧できることを決定した。村会議員が召集を拒否したことは、同村の予算を補完するために、年々、高騰する豚の放牧権の課税に対する抗議を示すものであろうし、あるいは村内の最富裕層である村長と村会議員との強まる軋轢を示すものであるかもしれない。

このような共同放牧権に対する課税の背景としては、当時、中央政府が、村行政当局に対して均整の取れた予算を作成するように要求していたことが挙げられる。実際、ナポレオン時

代に市町村は、公共施設や礼拝施設、道路や橋、給水所の建設と維持、田園監督官と森林監督官、教師や主任司祭の手当等を負担することが喫緊の課題であり、それを賄うための収入源を早急に確保しなければならなかった。ところが、農村部では、付加サンチームによる課税と共同地の収入しか頼ることのできる手段はなかった。かくして、県行政当局は、幾つかの村が日々の支出を賄うための収入を備えず、また村に課税される地租を支払う手段さえ持たないことに鑑みて、共同地の用益権に対する課税を村長に強く要求したのである。そうであれば、カステラ村の村会議員がそれを拒否したことは、慣習により豚の放牧が無償で認められていた村住民の抗議を代表するものであったと考えられるのである。^④

ネステイエ小郡では、共同地の荒廃がしばしば問題となり、森林・田園監督官の活動について頻繁に議論された。森林・田園監督官は、一七九五年の食糧危機の際、国民公会により各市町村に少なくとも一人を雇用することが義務づけられたもので、一般に村の住民から採用され、共同地の違法な利用者を取り締まることが期待された。^⑤ 実際、ネステイエ小郡では、多くの村々が支出を賄うために、共同地を賃貸または一部売却していたのであるが、共同地の荒廃や住民による違法な利用が議論の対象になったのである。この問題は、共同地がしっかりと維持される山岳地帯のリユス小郡ではほとんど扱われなかった。同小郡では、共同地は耕作に不適合であったので、住民間の分割はほとんど議論されず、共同放牧に利

用され続けた。ピヤストルック小郡でも、確かに幾つかの村で豚の放牧権がしばしば議論に取り上げられたが、共同地の荒廃や違法な利用に関する議論は、ネステイエ小郡と比較すると少なかった。これは、ピヤストルック小郡においては、一七九三年六月一日法の適用により、すでに共同地の多くが住民間で分割済みで、帝政期にもそれが再確認されたことによる。平原部に位置する同小郡では、共同地は開墾による耕作可能な土地とみなされ、革命期に順調な分割がみられたのである。これら両小郡に対して、その中間に位置するネステイエ小郡においては、帝政期に共同地が住民にとって非常にデリケートな問題になったのである。^⑥

たとえば、ネステイエ小郡のサン・ロラン村では、共和暦九年霧月三日（一八〇〇年一〇月二五日）、村会で、村の森林が、建築用木材の伐採に加えて、住民により違法に伐採されたために荒廃していることが確認された。そこで、村会は知事に対して、同村の森林で大規模な植樹を行い、且つ木々を違法に伐採した者を厳格に取り締まる必要を述べた。かくして、共和暦九年雪月一六日（一八〇一年一月六日）、村会は森林保護のために、森林監督官への特別報奨制度を可決した。これにより、同村の森林で違法に伐採された木々を押収した監督官には六フラン、違法に放牧されていた雄牛や雌牛を押収した場合には一二フランの報奨金が認められることになった。^⑦

むろん、このような制度により、同村の森林保護が十分に

達成されたようには思われない。現実には、森林監督官は、森林を自由に利用する権利を主張する住民から忌み嫌われ、脅迫されることが日常茶飯事で、それは村会議員にまで及ぶものであった。一八〇六年一月一二日の村会の議事録には、同村の森林で日々犯される違法な伐採の原因は、森林監督官の職務怠慢にあるとし、「犯罪の現場に赴くことを森林監督官が拒否するのを見ると、彼らが犯罪者と共謀していることが疑われる」とさえ主張されたのである。その結果、同村の森林監督官二人が罷免されるも、村会はその後、森林監督官の職を望む人物をみつけるのに苦労することになる。同様の問題は、ネステイエ小郡のビズ村、マゼール村、サン・ポール村でも繰り返し議論されており、同小郡における共同地の問題は、極めて重要な課題であった。そのことは、一八二七年の森林法典の導入によりピレネー地方で広範に引き起こされた抗議運動、いわゆる「お嬢さん戦争（*Guerre des Demoiselles*）」の前兆を示すものであるだろう。¹⁸⁾

（2）小郡庁所在地の主導的役割

小郡庁所在地と一般コミュニティの村行政当局の議事を比較してみると、とくに公共秩序と軍事の分野で大きな違いがあることがわかる。公共秩序に関しては、一八〇二年から一八〇六年まで、村会の討議の中で比較的高い割合を占めたが、その後、一八一〇年（七％）と一八一二年（一〇％）を除き後退する。ただし、農村部の公共秩序を保証する役割を

担った森林・田園監督官に関する議論は農業のカテゴリーに分類されているので、公共秩序の占める割合はやや過小評価されているかもしれない。実際、森林・田園監督官に関する議題は、農業に関する議題の一六％以上を占め、帝政期に常に議論の対象であった。むしろ、ここで公共秩序に分類されるのは、居酒屋の営業に関する規制、収穫の時期に犬をつなぐ義務、救済院の改善と慈善局の設立等である。中でも小郡庁所在地には、小郡内で公共秩序を保証する主導的な役割を担うことが期待されていた。

たとえば、小郡庁所在地のブイヤストルック村では、一八一二年二月、「若者たちが、シャリヴァリの名で知られるスキャンダラスな光景により、新婚夫婦を侮辱し、平穩を害している」ことを知らされた村長が、村会で、以下の決定をしている。すなわち、「第一に、あらゆる群衆は、昼夜を問わず、禁じられており、武装部隊により一掃されなければならない。第二に、子どもの振る舞いを監視する責任を持つ両親は、子どもが引き起こす無秩序や軽犯罪の責任を負わなければならない。第三に、逮捕された者は、監獄に拘留され、管轄の裁判所に引き渡されなければならない」。さらに、群衆が形成されるのを予防するために、居酒屋の主人には夜八時には閉店し、客を自宅に帰らせることが命じられた。¹⁹⁾

同村ではまた、獣疫対策と食肉の品質管理のために、肉屋の営業に関する諸規則が公布された。実際、同村では、マルセイヤン村のヴィドーとカステルヴィエル村のデュラックと

いう人物が、プライヤストルック村の外で屠殺した動物の肉を販売していた。この事態を知らされた村長は村会で、両者に対して、同村の外で屠殺された動物の肉を村に運び入れることを禁じ、両者が食肉の販売を継続したのであれば、屠殺される前の動物を村会の代表者の前に連れてきて、それらの健康状態が検査されなければならないとした。また、獣疫が蔓延する時期には、より厳しく検査されることが宣言された。⁽³¹⁾

同じく小郡庁所在地のネスティエ村でも、村長は村会議員と共に、道路、広場、居酒屋等で生じる諍いや群衆を予防することが緊急の課題であることに同意し、一八条からなる諸規則を可決している。ここでは、すでにプライヤストルック村でみたように、居酒屋の営業や肉屋の運営の規制、公共の場でのスキヤンダラスな歌や銃撃が厳しく禁じられることが住民に伝えられた。⁽³²⁾

国境に位置するリュス村では、とくに湯治の季節にサン・ソプールの温泉地を訪問する外国人の申告の義務が何度も思い起こされた。これは一八〇四年六月に、知事からリュス村長に命じられたもので、村長は、サン・ソプールに家を所有する全ての者が、外国人を宿泊させる場合には、彼らの名前、身分、居住地を村庁に申告しなければならないとした。また、宿泊した外国人が出発した際には、村長か不在の場合には村庁の書記にそれを伝えるよう命じている。湯治の季節にフランスに入国する不特定多数の外国人に対する県行政当局と

リュス村行政当局の警戒がみて取れる。しかし、一八〇六年、一八〇八年、一八〇九年に立て続けにこれらの義務が思い起こされていることは、実際にはそれらが厳格には適用されていなかったことを暗示している。⁽³³⁾

リュス村行政当局はまた、伝染病の予防のために、同小郡内への外国産家畜の流入を規制している。共和暦一〇年花月二十七日（一八〇二年五月一七日）、村長と助役は家畜の放牧の時期に、当該地方の家畜と外国産の家畜が交わることで伝染病が蔓延する虞から、四〇日間の家畜の検査が行われた後でしか、外国産の綿羊類の家畜が流入するのを許可しない旨を宣言した。にもかかわらず、一八一二年には再び、リュス村長は、スペイン側の住民が所有する家畜の多くが新旧の規則に反して同小郡の山岳地帯に放牧されていることを知らされており、その取り締まりの重要性を再度主張している。そこで、二人の村会議員が委員として現地に派遣され、スペイン側から流入した家畜の頭数の一覧表を作成し、伝染病に罹った虞のある家畜の検査を実施している。また、彼らには必要な場合には、憲兵隊と田園監督官に護衛を要請することができた。こうして、リュス村はバレージュ溪谷への家畜の放牧に関して常に周辺諸村に対してイニシアティブを取り続け、伝染病対策を主導したのである。⁽³⁴⁾

小郡庁所在地の主導的な役割は、軍事分野においても顕著である。実際、小郡庁所在地はしばしば重要な軍事拠点として機能している。たとえば、一八一二年六月一日、ネスティ

工村では、郡長の通達に従い、同村の村長が小郡内の村長等を一同に集めた。それは、小郡内に隠れている脱走兵を逮捕するため、そしてそれにより、同年に中央政府により計画される遊撃隊の派遣を免れるために、取るべき措置を協議するためであった。ネステイエ村長は、各村長が厳格な措置を取り、必要であれば救援を要請し、脱走兵を早急に軍隊に戻らせる必要がある旨を小郡内の村長等に伝えている。⁽⁵⁵⁾

リュス村行政当局は、徴兵において小郡内で重要な役割を果たした。たとえば、共和暦一〇年熱月三〇日（一八〇二年八月一八日）、リュス村長はフランス全国で三万人が対象となる共和暦九・一〇年の徴兵に関する郡長の通達を受け、村会を召集した。その際、村会議員は、リュス村長が周辺諸村のヴィルナーヴ村、エステル村、サシ村の村長をリュス村庁舎に召集し、同法の実施に共同である旨を可決した。翌日、リュス村庁舎には、リュス村の村長と村会議員、ヴィルナーヴ村とエステル村の村長が各々集合したが、サシ村の村長は現れなかった。そのうえ、出席した村長等は、彼らの村に居住する徴兵適齢者の登録簿を作成していないことが明らかとなった。そのため、彼らに対して登録簿の作成が要請され、その場は解散となった。ついで、共和暦一一年霧月二二日（一八〇二年十一月三日）に再び、徴兵適齢者の指名方法について協議するため、三村の村長がリュス村庁舎に召集されたが、この度はエステル村とサシ村の村長が出席しなかった。エステル村とサシ村の村長が徴兵適齢者の登

録簿を作成せず、会議への出席を拒否したことは、村民の徴兵に対する反抗的な態度を証明するものであるが、ここではむしろ、徴兵適齢者の指名方法に注目したい。実際、統領政府期には一般に、各市町村が徴兵適齢者の指名の責任を担っていたのであるが、リュス小郡の場合には、リュス村に隣接する三つの小村の徴兵適齢者の指名もまた、小郡庁所在地であるリュス村で一括して行われたのである。実は、一八〇六年以降、フランス全国で徴兵が小郡単位で実施されることになるのであるが、リュス小郡では、古くから周辺諸村に強い影響力を発揮してきたリュス村行政当局がすでに、幾つかの近隣村の徴兵適齢者の指名の責任を担っていたことになる。⁽⁵⁶⁾

なお、徴兵制度の改変がみられた一八〇六年には同様に、国民衛兵の再編が小郡単位で実施され、外国人への臨時通行許可証の発行権限もまた、同年に村行政当局から郡長に移管されている。したがって、一八〇六年を境にして、とくに公共秩序と軍事の分野で、小郡レヴェル以上での管理が試みられたことになる。こうして、これらの分野では、農村部の村長や村会議員の介入の余地は一層縮減され、その分、小郡庁所在地の行政上の重要性が高まることになったのである。

最後に、その他のカテゴリーに分類した「ナシオナルな政治」に関する議論について言及しておこう。この種の議論でも、帝政期における小郡庁所在地の重要性が際立っている。二四村の村会の議事録で、「ナシオナルな政治」について記載されたのはわずか八件のみである。たとえば、ネステイエ

小郡のサン・ポール村では、共和暦八年葡萄月二四日（一八〇〇年七月二三日）、知事のアレテに従って、村長により七月一四日の共和国の祭典の開催が布告された。祭典では、村長、助役、書記が二人の国民衛兵と共に自由の木と旬日の神殿 (temple décadaire) に赴き、フランス軍のアルプス越え、イタリア戦役とライン方面軍の勝利が祝われた。⁵⁷⁾ プイヤストルック小郡のカステルヴィエル村でも、共和暦九年葡萄月一日（一八〇〇年九月二三日）、村長が村民を集め、共和国の創設記念の式典が執り行われた。同村では、共和暦一〇年花月三〇日（一八〇二年五月二〇日）と草月一五日（六月四日）に、ナポレオン・ボナパルトが終身統領になるべきか諮問され、その投票方法に関する知事の布告が読み上げられている。⁵⁸⁾

しかし、帝政期に入ると、一般コミュニティにおいて「ナシオナルな政治」に言及されることはもはやなく、全国的な祭典は全て小郡庁所在地で開催されている。たとえば、一八〇六年八月一四日と一五日にリュス村で聖ナポレオンの祭典が催された。祭典は以下の順で進められた。まず、一四日の夜に花火が打ち上げられ、鐘と太鼓が鳴らされて翌日の祭典が予告された。翌日、早朝にミサが開かれ、公職従事者 (fonctionnaires publics) が出席した。夕刻、晩課を知らせる鐘が鳴らされ、村庁舎に集まった公職従事者は、憲兵と税関吏にエスコートされながら出発し、音楽の伴奏に合わせて行進した。一同が教会に到着すると花火が打ち上げられた。

晩課の後、主任司祭はカトリック礼拝の素晴らしさと、それを再建した皇帝への感謝の念を思い起こした。テ・デウムが歌われ、教会での式典が終わると、公職従事者は広場に赴いた。そこで、治安判事による不死の英雄たるナポレオンに向けた演説が行われ、皇帝万歳の喝采が起きた。公職従事者と民衆がダンスを踊った後、皇帝万歳の喝采が再び繰り返されて、祭典は閉幕した。このように、コンコルダ後の聖ナポレオンの祭典において、カトリック礼拝が祭典の重要な構成要素をなしていることがわかるが、憲兵と税関吏に伴われた公職従事者や治安判事の村における中心性が強調されるよう演出されていたこともまた重要な特徴である。⁵⁹⁾

同じく小郡庁所在地であるネスティエ村では、一八一一年三月二五日にローマ王の誕生が祝われ、同年六月九日にはローマ王の洗礼を祝う祭典が開催された。そこには、村長、助役、村会議員だけでなく、全ての住民が参加して、皇帝の嫡男の誕生が祝われた。このように、聖ナポレオンの祭典やローマ王の誕生を祝福する祭典が開催されたのは、小郡庁所在地のリュス村とネスティエ村だけであった。統領政府期には一般コミュニティにおいても全国的な祭典が開催されたのに対して、帝政期には一般コミュニティの議事録にはもはや、ナポレオンやフランス国家さえも言及されることはなかったのである。帝政期における小郡庁所在地の中央権力と農村住民を結びつける政治的な役割の高まり、あるいは一般コミュニティとの明確な差別化を指摘することができるのである。

結論

以上、ナポレオン時代のオート・ピレネー県における村行政当局、とりわけ村会の活動実態を検討してきたが、最後に、本稿で明らかになったことを、ナポレオン時代の統治体制全体の中に位置づけてみたい。農村部の村会は、一八〇五年まで、比較的活発な活動を再開したが、一八〇六年前後から開催日数は減少した。全国各地で同じ傾向がみられたので、それは全国的な動向であったといえる。ところで、筆者がすでに別稿で論じたオート・ピレネー県の県会やタルブ市会においても、一八〇六年から会議活動の後退がみられるのであるから、この年を境にして、県会、市会、村会はタイプを問わずその活動を後退させたことになる。そうであれば、このような転換を引き起こした原因が各地方の会議に内在するものでは考えられず、むしろそれは中央政府の主導によるものであったと想定することができる（それを直接示す史料はまだみつかっていないのであるが）。では、中央レヴェルにおいてはこの時期、統治体制に如何なる変化が生じていたのであるうか。

この点で示唆的なのが、ナポレオン体制内における立法院(Corps législatif)にみられる変化である。ここではムナンの研究を参照してみよう。共和暦八年憲法は、立法権を担う二つの議会を創設した。第一は、議員一〇〇名からなる護民院で、中央政府が提案した法案を審議することを任務とした。

第二は、議員三〇〇名からなる立法院で、法案の採決が任務であった。ところが、いずれの議会も法案提出権を持たず、法案を發議できるのは国務参事院のみであった。なお、立法院議員は三〇歳以上の人物で、各県から最低一人が選ばれることが条件づけられ、元老院が選出した。しかし、そのことは、少なくともナポレオンにとっては、立法院が国民全体を代表することを意味しなかった。むしろ、ナポレオンは立法院をあくまで「諸県の代表者の集まり」とみなしており、パリとローカルを結びつけるものとして構想していたのである。では、国民を代表するものは何か。それはナポレオンに他ならず、彼こそが唯一国民を代表する人物として自認していたのである。ここにはすでに一般利害と地方利害の明確な区別をみることができ、それは帝政期にいつそう強まることになる。

ナポレオン時代の立法院の変化を活動実態の側面から指摘すると以下のようになる。立法院には毎年最大四ヶ月間の会期が認められた。会期外には、立法院議員は彼らの地元に戻り、可決された法律の利点を住民に説明したり、県住民の世論を調査する等して、政治活動を継続した。重要な変化は、一八〇五年のアウステルリッツの勝利から一八〇七年のティルジットの和約にかけて生じる。まず護民院が廃止され、立法院は廃止を免れたものの毎年の会期の会議日数が大きく減少した。なお、そのことは立法院の完全なる無力化を意味するものではなく、立法院は少数議員で構成される専門委員会

を形成し、法案制定に関与し続けた。国務参事院はあらかじめこれらの専門委員会に法案を提出し、会議外で、いわば非公式のコミュニケーションを経た後に、法案を修正していたのである。しかしながら、その後、立法院に提出される法案は、ますます財政と地方利害に関するものに限られていく。

実際、帝政期に立法院に提出された法案の半数以上は地方利害に関するもの（共同地の譲渡、道路建設の特別課税、救済院の不動産管理等）であった。ナポレオンは、「諸県の代表者の集まり」である立法院においてローカルの問題が活発に議論されることを認めており、この側面が一八〇六年以降、より明確になったのである。そして、実は、オート・ピレネー県の県会やタルブ市会においても、この時期に、会議の開催日数の減少と地方利害に関する議論への集中という傾向がみられたのである。では、翻って、同県の村会についてはどうか。

同県の村会における一八〇六年を境にした開催日数の減少はすでに確認したところであるが、この時期から、とりわけ公共秩序と軍事の分野で、小郡庁所在地の行政上の重要性が高まり、その分、村会の権限は縮小した。では、農村部の一般コミュニティには何が期待されたのであろうか。確認されるのは、村会の活動が農村共同体の住民の集団生活に関わる問題に集中したという事実である。実際、村会は、村行政の費用を捻出するために共同地を管理し、賃貸や売却を実施し、共同地の荒廃や違法な利用に対処しなければならなかった。

そのため、森林・田園監督官の任免は重要な問題であった。確かに、それらの活動は、農村社会の秩序維持に大きく関わるものであったから、その一部は村の管轄に任されたともいえる。しかし、森林・田園監督官もまた、一八〇九年には、小郡庁所在地に駐留する憲兵隊の指揮下に編入されたのである。

いずれにしても、中央政府が村会に望んだのは、農村共同体の次元における集団生活の一定の自治行政 (auto-administration) に他ならなかった。村会の活動は一八〇六年以降一見すると後退するが、その内実をみてみると、村会の討議はますます農村住民の集団生活に関わる諸事項、たとえば、豚の放牧権、森林の伐採権、ブドウ摘みなどの農業分野に集中したのである。立法院や県会でみられた一八〇六年前後からの地方利害に関する議論の集中といった変化は、農村部の村会ではこのような形で顕現したのである。では、中央において、ナポレオンに掌握されることになった一般利害の問題はどこで扱われたのであろうか。公共秩序と軍事の分野からも明らかな通り、それは小郡庁所在地の市町村長の下に統治されたのである。このように、ナポレオン時代の地方統治体制では、中央から僻村に至るまで一貫した論理が貫かれていたのであるから、中央集権的な性格が強調されてきたナポレオン体制の面目躍如といったところである。しかしながら、このような中央集権化は「地方自治」を完全に窒息させたわけではない。むしろ、帝政期に小郡庁所在地と一般コ

ミューンの間の行政実践上の役割分担が明確になる中で、後者には、農村共同体の自治行政が残されたのである。逆説的にも、ナポレオン時代に実現された両者の明確な差別化こそが、フランスになお残存する大多数の小村を維持することを可能にしたとさえ考えられるのである。

かくして、ナポレオン時代の中央集権化とは、議会（及び地方議会）から体制を不安定化させ得る一般利害の諸問題を引き剥がし、「地方利害の擁護の場」に組み替えたことにその特質があると結論することができる。そうであれば、地方利害を擁護するところにその正統性原理が認められる、一九世紀フランスを特徴づける名望家支配は、中央集権化と真に向から対立するものでは決してなく、むしろそれにより土台が準備された統治形態であったということになるであろう。

註(一) Godechot, J., *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, 1968.

(2) Daly, G., *Inside Napoleonic France : State and society in Rouen, 1800-1815*, Burlington, 2001 ; Thorat, M.-C., *L'émergence du pouvoir local : le département de l'Isère face à la centralisation (1800-1837)*, Rennes, 2010 ; Biard, M., *Les tilliputiens de la centralisation*, Seyssel, 2007.

(3) 拙稿「ナポレオン体制期の市町村長と地方統治構造——オー・ト・ピレネー県の事例——」『史学雑誌』一二三編一二号、二〇一四年、六一〜八九頁。

(4) Jessenne, J.-P., « Communautés, communes rurales et pouvoirs dans l'État napoléonien », dans Petitau, N., dir., *Voies nouvelles pour l'histoire du Premier Empire : Territoires, Pouvoirs, Identités*, Paris, 2003, p. 176.

(5) Brassart, L. et Jessenne, J.-P., « Les préoccupations et les actions ordinaires des municipalités rurales au temps des révolutions (France du Nord, 1789-1830) », dans Brassart, L., Jessenne, J.-P. et Vivier, N., dir., *Clochemerle ou république villageoise ? La conduite municipale des affaires villageoises en Europe XVIIIe-XXe siècle*, Villeneuve d'Ascq, 2012, p. 92.

(6) Godechot, *op.cit.*, p. 598.

(7) Bianchi, S., *La Révolution et la Première République au village : pouvoirs, votes et politisation dans les campagnes d'Ile-de-France 1787-1800*, Paris, 2003 ; Jessenne, J.-P., *Pouvoir au village et Révolution. Artois, 1760-1848*, Lille, 1987 ; Fournier, G., *Démocratie et vie municipal en Languedoc du milieu du XVIIIe siècle au début du XIXe siècle*, Toulouse, 1994.

(8) Rothiot, J.-P., « Des municipalités vosgiennes de 1790 au Consulat », dans Jessenne, J.-P., dir., *Du Directoire au Consulat 3 : Brimaire dans l'histoire du lien politique et de l'État-Nation*, Rouen-Lille, 2001, pp. 493-517 ; « Budgets, comptes de gestion et priorités d'actions des municipalités rurales lorraines à la fin du XVIIIe et dans la première moitié du XIXe siècle », dans Brassart, Jessenne et Vivier, *op.cit.*, pp. 217-235.

(9) Vovelle, M., *La Révolution au village : Une communauté gardoise de 1750 à 1815 : Saint-leau-de-Maruéjols*, Paris, 2013 ; Kernael, C., *Les notables du Trégor. Éveil à la culture politique et évolution dans les paroisses rurales (1770-1850)*, Rennes, 2002 ;

Rolland-Boutlestrau, A., *Les notables des Manges. Communautés rurales et Révolution (1750-1830)*, Rennes, 2004.

- (10) たとえば、トラルは一九世紀前半のイゼール県を事例に、ローカルな「空間の統治」をめぐる各地方公務員や地方議会が多様な関係を取り結ぶ中でローカルな権力が成立するプロセスを描き出そうとしたのであるが、市町村会については考察の対象外としている。この点については、小田中が的確な批判を加えている。小田中直樹「一九世紀フランス社会政治史」山川出版社、二〇一三年、二四頁。

- (11) 拙稿「ナポレオン期の県会にみられる名望家社会の側面——オート・ピレネー県の事例——」『西洋史学』二六四号、二〇一七年、三九〇～三八〇頁。同「ナポレオン体制期の市行政会議と名望家政治——タルプ市の事例——」『西洋史学報』四三三号、二〇一七年、三五〇～三六〇頁。以下、オート・ピレネー県会とタルプ市会に関して言及する場合には、これらの論稿の解析結果に基づくものとする。

- (12) 溪谷共同体とは、土地の生産性が低く、牧畜経済に依存せざるを得ない住民たちが共同地を利用する際に発生する紛争問題を解決するために形成された、森林、牧草地、温泉地等を共同利用・管理する団体である。また、旧体制下には地方三部会に代表者を派遣できる特権を有していた点で、それは政治的な団体でもあった。詳しくは拙稿「ナポレオン帝国期パスポートの制度と運用——スペイン国境の場合——」『史学研究』二七八号、二〇一三年、一一二～一五頁。

- (13) Laboulière, P., *Les Hautes-Pyrénées au début du XIX^e siècle*, 1807 (4^{ème} édition, 2007), pp. 184-190.

- (14) Archives départementales des Hautes-Pyrénées (迄ト AD. 省 略) 44 E 6 Aubardé ; 133 E 4 Castera ; 131 E 11-12

Castelvieh ; 146 E 3 Chis ; 156 E 7 Dours ; 232 E 1 Jacque ; 259 E 3 Lansac ; 265 E 2 Laslades ; 276 E 2 Lizos ; 369 E 6 Pouyastruc ; 94 E 20 Bizous ; 194 E 6 Gènerest ; 307 E 16-18, 56 Mazères ; 319 E 5 Montégut ; 327 E 6 Nestier ; 389 E 7-9 Saint-Laurent ; 394 E 5 Saint-Paul ; 416 E 1 Seich ; 444 E 11 Thibran-Jaunac ; 168 E 1 Esquize ; 295 E 4, 19-22 Luz ; 399 E 4 Saligos ; 411 E 1 Sassis ; 480 E 1 Vizos.

- (15) AD. 2 E 2, 23, 57 Adé ; 48 E 12-13, 23 Aurensan ; 383 E 9, 27 Sadourin ; 412 E 5-7, 17-26, 82 Sauverterre ; 428 E 22, 33 Sireix.

- (16) Follain, A., *Le village sous l'Ancien Régime*, Saint-Amand-Montrond, 2008.

- (17) 通例、notable は一九世紀フランスの政治的社会的支配層を指す場合には「名望家」と訳されるが、ここでは村会議員の名称であるのび「ノターブル」とそのまま表記し、両者を訳し分ける。

- (18) Brassart et Jessenne, *op. cit.*, p. 72.

- (19) Pertué, M., « Les projets de municipalités cantonales (1789-ann III) », dans Bernet, J., Jessenne, J.-P. et Leuwers, H., dir., *Du Directoire au Consulat I. Le lien politique local dans la Grande Nation*, p. 155.

- (20) Brassart et Jessenne, *op. cit.*, pp. 79-80.

- (21) 小郡行政当局の実質的機能の再評価にこうして Bianchi, S., « L'expérience des cantons en milieu rural dans la décennie de la Révolution française : pertinence et problèmes d'une greffe électoral, judiciaire, militaire et administrative », dans Lagadec, Y., Le Bihan, J. et Tanguy, J.-F., dir., *Le canton : un territoire du quotidien?*, Rennes, pp. 37-48 ; « Le fonctionnement des

- municipalités cantonales dans le sud de l'Île-de-France sous le Directoire », dans Bernet, Jessenne et Leuwers, dir., *op.cit.*, pp. 169-187.
- (22) Woloch, I., « The state and the villages in Revolutionary France », dans Forrest, A. et Jones, P., dir., *Reshaping France*, Manchester, 1991, p. 233.
- (23) Duquenet, *Lois municipales, rurales, administratives et de police*, Paris, 1830-1831, tome 1, p. 114.
- (24) Godechot, *op.cit.*, p. 597.
- (25) Laboulière, *op.cit.*, pp. 184-190.
- (26) Fournier, *op.cit.*, pp. 156-157.
- (27) Fournier, *op.cit.*, p. 157.
- (28) A.D. 146 E 3 Chis (村会の登録簿).
- (29) Bordes, M., « Les communautés d'habitants dans les provinces méridionales au XVIII^e siècle, institutions et vie communales », *Annales de la Faculté des Lettres et Sciences humaines de Nice*, n°37, 1979, p. 71.
- (30) A.D. 3M1 (名士リスト).
- (31) Massasky, A., *Elections et politisation dans le département des Hautes-Pyrénées, 1790-1799*, Lille, 2007, pp. 208-273.
- (32) 註一二に同じ。以下、本節では、同史料の解析結果に基づいて論じる。
- (33) Jones, P., *Liberty and locality in Revolutionary France : six villages compared, 1760-1820*, New York, 2003, p. 267.
- (34) 註一二に同じ。以下、本節では、同史料の解析結果に基づいて議論する。
- (35) Rothier, *op.cit.*, 2001, p. 516.
- (36) ショーンズは、フランス全国の六つの村を事例に、

一七六〇年から一八二〇年にかけて村会の議事録を分析しているが、会議の頻度については同じ結論に達している。 Jones, *op.cit.*, 2003, p. 122.

- (37) Brassart et Jessenne, *op.cit.*, p. 83.
- (38) 註一二に同じ。
- (39) 統領政府期のコンコルダ交渉の実態と、それにより作り上げられた公認宗教体制の歴史的な意義を問う重要な研究として、松島明男『礼拝の自由とナポレオン公認宗教体制の成立』山川出版社、二〇一〇年。
- (40) 革命期には、一七九三年六月一〇日法によりコミューン集会での住民投票に基づき、共同地の分割が進められた。これにより、オート・ピレネー県では、県北部を中心に共同地の分割がみられた。ナポレオン時代にはエスカレートした分割に歯止めがかけられ、むしろ共同地の賃貸しが促された。しかし一転、ロシア遠征での敗北後、中央政府は減価償却基金のために全国で共同地の売却を押し進める一八一三年三月二〇日法を可決するも、同県では県知事、郡長、県会が協力し、内務大臣に対して同法の適用中止が進言された。 Vivier, N., *Propriété collective et identité communale, les biens communaux en France 1750-1914*, Paris, 1998, pp. 183-213.
- (41) A.D. 369 E 6 Pouystruc (村会の議事録).
- (42) 革命期のエヌ県とコート・ドール県でもまた、共同地の用益権に関する問題が論じられるときには、住民総会が召集されていたことが確認される。ナポレオン時代にも、全国の農村部で、村会と並行して住民総会が開催されていたことが想定される。 Brassart et Jessenne, *op.cit.*, p. 87. Fortuinet, F., Fossier, M., Kozłowski, N. et Viennet, S., *Pouvoir municipal et communauté rurale à l'époque révolutionnaire en Côte d'Or (1789-*

- an II], Dijon, 1981.
- (43) A.D. 133 E 4 Castera (村会の議事録).
- (44) Vivier, N., *op.cit.*, p. 186 : « Changements socio-politiques, compétences et priorités des municipalités rurales en France au XIX^e siècle », dans Brassart, Jessenne et Vivier, dir., *op.cit.*, p. 115.
- (45) Woloch, I., *The New Regime : Transformations of the French Civic Order 1789-1820s*, New York, 1994, pp. 156-163.
- (46) Massalsky, A., *Elections et politisation dans le département des Hautes-Pyrénées, 1790-1799*, Lille, 2007, p. 331.
- (47) A.D. 389 E 7 Saint-Laurent (村会の議事録).
- (48) A.D. 389 E 7 Saint-Laurent (村会の議事録).
- (49) Baby, F., *La Guerre des Demoiselles en Ariège, 1829-1872*, Montbel, 1972.
- (50) A.D. 369 E 6 Pouyastruc (村会の議事録).
- (51) A.D. 369 E 6 Pouyastruc (村会の議事録).
- (52) A.D. 327 E 6 Nestier (村会の議事録).
- (53) A.D. 295 E 21 Luz (村会の議事録).
- (54) A.D. 295 E 21 Luz (村会の議事録).
- (55) A.D. 327 E 6 Nestier (村会の議事録).
- (56) A.D. 295 E 21 Luz (村会の議事録).
- (57) A.D. 394 E 5 Saint-Paul (村会の議事録).
- (58) A.D. 131 E 12 Castelvieilh (村会の議事録).
- (59) A.D. 295 E 19 Luz (村会の議事録).
- (60) Menant, F., *Les députés de Napoléon*, Paris, 2012.
- (61) 立法院の権限についてナポレオンは以下のように述べている。すなわち、「もし立法院が純粹に地方の利害に関わる法律に反対するならば、私はなすがままに放っておくであろう。

しかし、もし立法院による反対が政府の前進を止めるようなことがあれば、私はそれを休会にしたり、決定を変えたり破棄するために、元老院に頼るであろうし、必要とあらば、あらゆるものの背後にいる国民に直接呼びかけるであろう」。かくして帝政期には、立法院から治安(高等警察)、外交および条約、徴兵に関する主たる権限が奪われ、国民の代表者たるナポレオン(政府)によりその決定権が独占されたのである。 *Ibid.*, pp. 96-97.